

工事に使用する材料及び製品の使用承諾について

1. 生コンクリートの使用承諾は、表1によるものとする。

生コンクリートの使用承諾時の添付書類(表1)

添付書類	JISA5308の認証取得工場のレディーミストコンクリート			JISA5308以外のコンクリート又は非JIS工場で製造されるコンクリート(注3)
	監査会議「合格証」交付工場のレディーミストコンクリート	工事検査室「確認済証」交付工場のレディーミストコンクリート	合格証及び確認済証未交付工場のレディーミストコンクリート	
合格証、確認済証の写し	○	○		
JIS表示認定証の写し			○	
配合計画書(配合計算書を含む)	○	○	○	○
過去6ヶ月間の品質管理資料(注1)			○	○
QMR(品質管理責任者)、コンクリート技士及び主任技士の資格証等の写し			○	○
材令28日の圧縮強度試験成績書(注2)				○

合格証とは、大分県生コンクリート品質管理監査会議が監査を実施し、合格した工場に交付されるものである。(県外の監査合格工場で審査委員会で認められた工場は、当該県の監査合格証とする。)

確認済証とは、「大分県土木建築部及び農林水産部が発注する工事に使用する生コンクリートの工場検査要領」第6条に基づいて交付されるものである。

注1. 前記「工場検査要領」第3条(2)のうち、次に掲げる項目とする。

骨材、セメント及び混和剤の試験成績書

アルカリシリカ反応の試験成績書

圧縮強度、スランプ、空気量及び塩化物含有量の試験結果、 $\bar{X}-R$ 管理図及びヒストグラム

ただし、過去6ヶ月間に試験が行われなかった項目は、最新の試験成績書とする。

注2. 試験練りで作成した供試体について、県の定める公的試験場での試験、又は監督員立会による工場での試験によること。

注3. JISA5308以外のコンクリート又は非JIS工場で製造されるコンクリートについて、以下の手順に従って監督員の確認を得るものとする。

- ・ 施工計画書に試験練り及び試験方法を記載
- ・ 配合設計の提出
- ・ 骨材試験成績書、セメント試験成績書、コンクリート用化学混和剤試験成績書の提出
- ・ 試験練り(監督員立会)
- ・ スランプ、空気量、圧縮強度試験及び塩化物含有量の各試験
- ・ 材令28日の圧縮強度試験(上記注2. による)
- ・ 現場搬入時のスランプ、空気量、及び塩化物含有量の各試験、及び供試体の採取

なお、合格証及び確認済証を交付された工場においては、土木工事共通仕様書第1編「共通編」3-3-2「工場の選定」の2. に規定する「配合の臨場」を省略できるものとする。

大分県生コンクリート品質管理監査会議における「合格証(○適マーク)」や工事検査室の「確認済証」は生コン工場の管理体制や工程・設備管理等に対して交付を行うもので、各製品に対しては、受発注者で十分に内容を確認すること。

2. コンクリート二次製品の使用承諾は、表2によるものとする。

コンクリート二次製品の使用承認時の添付書類(表2)

添付書類	JIS表示認証書を有する工場の製品			非JIS工場の製品 (注5)
	検査済証交付工場の製品		検査済証未 交付工場(注 4)の製品	
	検査済証 交付製品	その他 の製品		
検査済証の写し	○			
JIS表示認定証の写し		○	○	
形状、寸法、重量、配筋等を示す仕様及び図面	○	○	○	○
配合報告書(配合計算書を含む)	○	○	○	○
過去6ヶ月間の品質管理資料(注1)		※○	○	○
鉄筋ミルシート		※○	○	○
製造過程写真(注2)				○
QMR(品質管理責任者)、コンクリート技士及び主任技士の資格証等の写し			○	○
材令28日の圧縮強度試験成績書(注3)				○

検査済証とは、「大分県土木建築部が発注する工事に使用するコンクリート二次製品の工場検査要領」第6条に基づいて交付されるものである。

注1. 前記「工場検査要領」第3条(3)のうち、次に掲げる項目とする。

- ア. 形状、寸法、重量及び強度試験結果
- イ. 骨材、セメント及び混和剤の試験成績書
- ウ. アルカリシリカ反応の試験成績書
- エ. 圧縮強度、スランプ、空気量及び塩化物含有量の試験結果、 $\bar{X}-R$ 管理図及びヒストグラム

ただし、過去6ヶ月間に試験が行われなかった項目は、最新の試験成績書とする。

※検査済証交付工場における、その他の製品については、工場検査申請書類に添付がある上記イ・ウ・エの資料及び鉄筋ミルシートについては、合格した旨を明記することにより、省略することができる。

注2. 配筋、型枠、コンクリート打設、養生、完成、保管状況を示す写真とする。

注3. 試験練りで作成した供試体について、県の定める公的試験場での試験、又は監督員立会による工場での試験によること。

注4. 検査済証が交付されていないJIS表示工場で製造されるコンクリート二次製品については、下記によるものとする。

- ① コンクリートについては、表1に掲げる過去6ヶ月間の品質管理資料を添付するものとする。
- ② 形状、寸法、外観及び重量の検査、並びに次に掲げる製品に相当するもの又はそれ以上の重要構造物の強度(載荷)試験又は破壊試験は、受注者が臨場して行うものとする。
 - ・コンクリートブロック(抜き取りコアの圧縮強度試験)
 - ・U型側溝、縁石、等(破壊試験)
 - ・ボックスカルバート、自由勾配側溝、管渠型側溝、等(載荷試験)
 - ・L型擁壁、等(載荷試験)

ただし、当該年度内に、大分県土木建築部の定める公的試験場が発行する試験書又は他の公共工事で発注者立会により行った試験結果書をもって試験に替えることができる。

注5 非JIS工場で製造するコンクリート二次製品については、下記によるものとする。

- ① コンクリートについては、第3項の「JISA5308以外のコンクリート又は非JIS工場で作成されるコンクリート」に準じるものとする。
- ② 製品の配筋検査及び製造過程の写真管理は、受注者が行うものとする。
- ③ 形状、寸法、外観及び重量の検査、並びに製品の強度試験又は破壊試験は、監督員が臨場して行うものとし、上記注4の②に準じるものとする。

3. 鋼材等の使用承諾は、以下によるものとする。

- ① 鉄筋コンクリート用棒鋼については、専門業者の加工工場で加工される場合を含め、受注者は、材料の加工場への搬入時に、材料に添付された製造番号等と品質証明書とを照合し、写真管理を行うものとする。
また、重要構造物に使用される材料の主要な部分等について、上記に示す材料に添付された製造番号等と品質証明書の照合及びその写真管理ができない場合に限り、監督員による抜取りを行い、大分県建設技術センターで引張試験、曲げ試験を行うものとする。
- ② 鋼管杭、鋼矢板及び構造用鋼材については、現場搬入時に材料に添付された製造番号等と品質証明書を照合し、写真管理を行うものとする。
ただし、使用数量が少ないなど上記の照合ができない場合はその限りでない。
- ③ その他の鋼材については、上記②によるものとする。

4. アスファルト混合物の使用承諾は、表－4によるものとする。

アスファルト混合物の使用承諾時の添付書類等(表－4)

添付書類等	事前審査制度認証混合物		左記の事前審査制度の認定証を受けていないアスファルト混合物(注3)
	(公財)大分県建設技術センターの認定証を受けた混合物	九州地方整備局長が指定した審査機関の認定証を受けた混合物	
認定証の写し(材料承認で提出)	○(注1)	○(注2)	
【材料承認時】			
配合設計書(提出)			○
材料試験成績書(提出)			○
品質証明資料(提出)			○
試験練り報告書(提出) (注4)			○
【施工前】			
基準密度(提出)			○
排出時温度(提出)			○

(注1)(公財)大分県建設技術センターの認定証とは、大分県アスファルト混合物事前審査要領に基づき、同センターが発行するものである。

(注2)九州地方整備局長が指定した審査機関の認定証とは、福岡県で国方式により実施されているアスファルト混合物事前審査制度による認定証を指す。
同認定証は、大分県アスファルト混合物事前審査要領第19条において、(公財)大分県建設技術センターの認定証と同様のものとして取り扱うこととしている。

(注3)表－4中において、「左記の事前審査制度の認定証を受けていないアスファルト混合物」については、土木工事共通仕様書により材料承認時に配合設計書、材料試験成績書及び品質証明資料を監督員に提出し、承諾を得た後に試験練りを行う。また、施工前に基準密度、排出時温度について監督員の承諾を得なければならない。ただし、小規模工事(施工面積1,000m²未満)においては、過去1年以内の使用実績または定期試験による配合設計書、試験練り及び試験結果の提出により、工事毎の配合設計、試験練り及び基準密度の試験を省略することができる。
(土木工事共通仕様書 第3編 2-6-3、2-6-7の5)

(注4)試験練り報告書は自由様式とする。なお、耐流動性混合物は、(公財)大分県建設技術センターでホイールトラッキング試験を行い、その試験書を添付する。